

厚木市緑を豊かにする審議会委員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、審議会等の設置及び運営に関する要綱及び厚木市審議会等の委員公募要綱の趣旨に基づき、厚木市緑を豊かにする審議会条例（昭和50年厚木市条例第18号）第3条第1号に定める公募による市民（以下「公募委員」という。）の公募及び選考に関し必要な事項を定める。

(応募資格)

第2条 応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号）第3条第1号に規定する市民で満18歳以上の者
- (2) 本市の他の附属機関等の委員でない者
- (3) 本市の議員及び職員（非常勤特別職、再任用職員及び臨時職員を含む。）でない者

(募集人員)

第3条 公募による委員数は、原則として、委員総数の5分の1以上を公募により選出するよう努めるものとする。

(募集期間)

第4条 募集期間は、30日以上とする。

(委員の公募方法)

第5条 委員の公募は、広報あつぎ及び市ホームページに募集記事を一定期間掲載して行うものとし、募集に当たっては、市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備え付ける所定の応募申込書等の提出を求めるものとする。

(選考委員会の設置)

第6条 公募委員の選考に当たり、公平かつ公正な選考を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、緑化事業主管部長、緑化事業主管課長をもって構成し、選考委員長には、緑化事業主管部長を充てる。
- 3 選考委員長は、選考委員を兼ねるものとする。
- 4 選考委員会の庶務は、緑化事業主管課において処理する。
- 5 選考委員会の議事その他の運営に関し、この要綱に規定するほか必要な事項については、選考委員長が選考委員会に諮って定めるものとする。

(選考方法)

第7条 選考委員は、公募委員の応募があった場合は、申込書に任意の番号を付し、応募者の氏名等個人を特定できる箇所を認識できないようにした上で、次に掲げる事項について5段階による評価を行い、厚木市緑を豊かにする審議会公募委員審査集計表（第2号様式）に評価点を記入するものとする。この場合において、すべての選考委員の評価点の合計点が満点の50パーセントに満たない者は選考対象としない。

- (1) 活動経験等の取組状況及び応募の動機
- (2) 本市の緑を豊かにするための施策提言又は今後の緑地行政に関する意見・アイデアの内容

(3) 小論文の文章の分かりやすさ及び説得力

2 公募委員の選考は、書類の評価によることを原則とする。ただし、選考委員会が評価を行うに当たり必要と認めるときは、応募者に対して面接を行うことができる。

3 選考委員会は、前2項による評価を基に公募委員及び次点1人を選考するものとする。

(抽選)

第8条 選考委員会は、前条の規定により公募委員を選考することが困難であると判断する場合は、抽選によって順位を決定するものとする。

(抽選方法)

第9条 前条の抽選は、応募者本人が公開で行うことを原則とする。ただし、応募者本人が抽選に立ち会うことができない場合は、代理人が抽選を行うことができる。

(選考の結果)

第10条 選考結果については、書面により応募者全員に通知するものとする。

(再募集)

第11条 応募者数が募集人員数に満たない場合又は選考の結果募集人員数に満たないこととなった場合は、不足する人員について再募集を行うことができる。ただし、日程等の都合により再募集を行うことが困難な場合は欠員とする。

(個人情報)

第12条 申込書に記載された個人情報については、公募委員の選考資料としてのみ使用する。

2 申込書は、応募者に返却しない。

3 公募委員に決定した者の氏名については、委員名簿に記載し、市ホームページにより周知するものとする。

(情報公開)

第13条 公開等の基準については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。